

浜松市介護保険居宅介護サービス費等の額の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第50条又は第60条の規定に基づく居宅介護サービス費等の額の特例(以下「サービス利用料の減免」という。)について、必要な事項を定める。

(サービス利用料減免の率)

第2条 利用料減免の率は、別表に定めるとおりとする。

(サービス利用料減免の申請)

第3条 前条の規定によるサービス利用料の減免を受けようとする被保険者は、介護保険利用者負担額減額・免除申請書(以下「申請書」という。)に減免の適用を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(減免の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに調査決定し、介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書により当該申請者に通知するものとする。この場合において、承認したときは、その者に介護保険利用者負担額減額・免除認定証(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

(減免の適用)

第5条 サービス利用料の減免は、減免の申請をした日の属する月の利用料から適用し、認定証の有効期間は1年以内で市長が必要と認める期間とする。

(減免の取消し)

第6条 法第50条又は第60条の規定に基づくサービス利用料の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、減免を取り消し、通常の利用料とする。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の行為によって当該措置を受けたとき。
- (2) 減免の承認を受けた者の財産の状況・その他の事情の変化により減免をすることが不相当と認められるとき。

2 前項の規定によりサービス利用料の減免を取り消したときは、介護保険利用者負担額減額・免除取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 第3条の規定に基づく申請をした者が、当該申請を取り下げようとするときは、介護保険利用者負担額減額・免除申請取下申出書(第1号様式)を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

減免原因	減免の適用条件	減免割合																																	
<p>1 介護保険法施行規則第83条第1項第1号又は第97条第1項第1号に該当 （震災、風水害、火災等の災害による住宅、家財又はその他の財産の損害）</p>	<p>災害により資産の減少（保険金又は損害賠償金等により補填される金額を除く。）があった者で、第1号被保険者に直接関わる場合については、100分の30以上の資産の減少があった者。 その他第1号被保険者以外で、生計を一にし、かつ、主たる生計維持者の場合においては、100分の50以上の資産の減少があった者。</p>	<p>次の区分による給付の割合とする。</p>																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の世帯合計所得金額</th> <th>損失の程度</th> <th>資産の総価格の100分の70以上</th> <th>資産の総価格の100分の50以上100分の70未満</th> <th>資産の総価格の100分の30以上100分の50未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td></td> <td>免除</td> <td>免除</td> <td>100分の99</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え500万円以下</td> <td></td> <td>免除</td> <td>100分の99</td> <td>100分の97</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え750万円以下</td> <td></td> <td>100分の99</td> <td>100分の97</td> <td>100分の95</td> </tr> <tr> <td>750万円を超え1000万円以下</td> <td></td> <td>100分の97</td> <td>100分の95</td> <td>100分の93</td> </tr> <tr> <td>1000万円を超える場合</td> <td></td> <td>100分の95</td> <td>100分の93</td> <td>100分の92</td> </tr> </tbody> </table>	前年の世帯合計所得金額	損失の程度	資産の総価格の100分の70以上	資産の総価格の100分の50以上100分の70未満	資産の総価格の100分の30以上100分の50未満	300万円以下		免除	免除	100分の99	300万円を超え500万円以下		免除	100分の99	100分の97	500万円を超え750万円以下		100分の99	100分の97	100分の95	750万円を超え1000万円以下		100分の97	100分の95	100分の93	1000万円を超える場合		100分の95	100分の93	100分の92			
前年の世帯合計所得金額	損失の程度	資産の総価格の100分の70以上	資産の総価格の100分の50以上100分の70未満	資産の総価格の100分の30以上100分の50未満																															
300万円以下		免除	免除	100分の99																															
300万円を超え500万円以下		免除	100分の99	100分の97																															
500万円を超え750万円以下		100分の99	100分の97	100分の95																															
750万円を超え1000万円以下		100分の97	100分の95	100分の93																															
1000万円を超える場合		100分の95	100分の93	100分の92																															
		300万円以下	免除	免除	100分の99																														
		300万円を超え500万円以下	免除	100分の99	100分の97																														
		500万円を超え750万円以下	100分の99	100分の97	100分の95																														
		750万円を超え1000万円以下	100分の97	100分の95	100分の93																														
		1000万円を超える場合	100分の95	100分の93	100分の92																														
<p>2 介護保険法施行規則第83条第1項第2号、第3号、第4号及び第97条第1項第2号、第3号、第4号に該当 （第2号 死亡、病気等による世帯の収入の著しい減少） （第3号 失業、廃業等による世帯の収入の著しい減少） （第4号 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作及び不漁等による世帯収入の著しい減少）</p>	<p>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得が1000万円以下の者で、当該年の推定所得が、前年に比し100分の30以上の所得の減少があった者。</p>	<p>次の区分による給付の割合とする。</p>																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の世帯合計所得金額</th> <th>所得減少の程度</th> <th>前年の合計所得金額の100分の70以上</th> <th>前年の合計所得金額の100分の50以上70未満</th> <th>前年の合計所得金額の100分の30以上50未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td></td> <td>免除</td> <td>免除</td> <td>100分の98</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え500万円以下</td> <td></td> <td>免除</td> <td>100分の98</td> <td>100分の96</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え750万円以下</td> <td></td> <td>100分の98</td> <td>100分の96</td> <td>100分の94</td> </tr> <tr> <td>750万円を超え1000万円以下</td> <td></td> <td>100分の96</td> <td>100分の94</td> <td>100分の92</td> </tr> </tbody> </table>	前年の世帯合計所得金額	所得減少の程度	前年の合計所得金額の100分の70以上	前年の合計所得金額の100分の50以上70未満	前年の合計所得金額の100分の30以上50未満	300万円以下		免除	免除	100分の98	300万円を超え500万円以下		免除	100分の98	100分の96	500万円を超え750万円以下		100分の98	100分の96	100分の94	750万円を超え1000万円以下		100分の96	100分の94	100分の92								
前年の世帯合計所得金額	所得減少の程度	前年の合計所得金額の100分の70以上	前年の合計所得金額の100分の50以上70未満	前年の合計所得金額の100分の30以上50未満																															
300万円以下		免除	免除	100分の98																															
300万円を超え500万円以下		免除	100分の98	100分の96																															
500万円を超え750万円以下		100分の98	100分の96	100分の94																															
750万円を超え1000万円以下		100分の96	100分の94	100分の92																															
		300万円以下	免除	免除	100分の98																														
		300万円を超え500万円以下	免除	100分の98	100分の96																														
		500万円を超え750万円以下	100分の98	100分の96	100分の94																														
		750万円を超え1000万円以下	100分の96	100分の94	100分の92																														

第1号様式（第7条関係）

介護保険利用者負担額減額・免除申請取下申出書

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長 氏 名

住 所

申請者

氏 名

浜松市介護保険居宅介護サービス費等の額の特例に関する要綱第7条の規定により、
介護保険利用者負担額減額・免除の申請を取り下げるので、下記のとおり申し出します。

記

被 保 険 者 氏 名	
フリガナ	
.....	
被 保 険 者 番 号	
.....	
住 所	〒 電話番号（ ）
取 下 げ 事 由	

浜松市 記入欄

減 免 申 請 日	受 付	入 力	確 認	備 考
年 月 日				